

平成20年第1回定例会

斑鳩町議会会議録

平成20年3月6日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	吉野俊明
5番	伴吉晴	6番	紀良治
7番	嶋田善行	8番	西谷剛周
9番	中西和夫	10番	浦野圭司
11番	飯高昭二	12番	辻善次
13番	里川宜志子	14番	木澤正男

1, 欠席議員 (1名)

15番 木田守彦

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係長 峯川敏明

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	芳村是
教育長	栗本裕美	会計管理者	浦口隆
総務部長	池田善紀	総務課長	清水建也
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	山崎善之	住民生活部長	西本喜一
福祉課長	西川肇	健康推進課長	植村俊彦
環境対策課長	乾善亮	住民課長	清水昭雄
都市建設部長	藤本宗司	建設課長	加藤保幸

観光産業課長	佃 田 眞 規	都市整備課長	藤 川 岳 志
都市整備課参事	今 西 弘 至	教委総務課長	野 崎 一 也
生涯学習課長	清 水 修 一	上下水道部長	谷 口 裕 司
上水道課長	植 嶋 滋 継		

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕 13番 里川議員

- 1、三室病院産科廃止について
 - ①町の考え方と県への対応。
 - ②二次医療の確立に向けての町の考え方は。
- 2、西和7町広域圏協議会のその後の対応について
 - ①町長会に積み上げられていたお金の処理と今後のあり方について。
- 3、監査委員の意見書による視察などの考え方について
 - ①今後の取り組みの考え方について。
- 4、後期高齢者医療について
 - ①別建て診療の考え方について。
 - ②障害者などの制度選択と認定について。
- 5、病院のたらい回しが数多く報道されていることについて
 - ①当町の状況と今後について。

〔2〕 14番 木澤議員

- 1、放課後子どもプランについて
 - ①現在の取り組みの状況について。
 - ②今後の取り組みについて。
- 2、入札について
 - ①公契約条例について。
 - ②監査委員の指摘について。
- 3、国民健康保険税の改定について
 - ①後期高齢者医療制度との関係について。
 - ②老人保健制度との関係について。

①退職者医療制度との関係について。

②特定健康診査との関係について。

③限度額の改定による影響について。

4、集中豪雨対策について

①三代川改修の状況について。

②雨水浸透ますの普及について。

〔3〕4番 吉野議員

1、高齢化社会にどう対応していくか。

①町人口における高齢化率の予測値について。

②緊縮財政に伴う高齢者福祉への影響を問う。

③町内における交通事故の状況と高齢者の係わりについて。

④高齢者の重大事故が発生した国道25号（昭和橋～三室交差点）の問題点と改善見通しを問う。

⑤高齢者の立場から、大和川河川敷公園のアプローチについて問う。

〔4〕8番 西谷議員

1、町長が交付する補助金・助成金について

①対象となる団体は何件で、総額はいくらになるのか。

②交付額が1,000万円を超す団体はどこで、どのような理由で交付しているのか。

③財政再建のために補助金・助成金を削減、あるいは廃止した団体はどこで、その理由は何か。

④財政難の中、補助金・助成金を見直す考えはあるのか。

⑤また、新たに補助対象に加える団体はどこで、交付理由は何か。

2、公共下水道について

①今年度の町が施工した本管及び公共ます工事の落札額と落札率及び業者名について。

②今年度、町が施工した公共ます工事は何件で、その内排水設備工事を終了し、下水道を使用開始した町民は何件か。

③水洗化率は何%か。年度別に。

④勝間設備を代表とする町指定排水設備工事店が、町議会に下水道条例

通り推進してほしいとの陳情書を提出したが、その指名業者名を多くの町民から公表すべきとの声を聞く。議会だよりでも公表しないのであれば、指定業者に認定した立場から、その業者名を明らかにされたい。

3、町広報等の配布委託について

①町が町民に配布する広報いかるが等をシルバー人材センターに委託しているが、以前の経費と比べて、いくら配布手数料が削減できたのか。

〔5〕 11番 飯高議員

1、災害時要援護者支援対策について

①災害時要援護者の避難支援計画について問う。

②災害に備えた実態調査について問う。

2、疾病予防・健康増進について

①健診と保健指導の取り組みについて問う。

②肺炎球菌ワクチンの公費助成について問う。

3、総合評価落札方式の導入について

①総合評価落札方式のメリットについて問う。

②この方式では、どのような工事に適用されるのか。

③総合評価方式の評価値について問う。

④総合評価方式の導入について問う。

4、総合的なウイルス性肝炎対策について

①肝炎ウイルス相談窓口の充実について問う。

②肝炎ウイルスに対する正しい知識の普及啓発と治療費の負担軽減について問う。

〔6〕 10番 浦野議員

1、道路整備について

①住宅が建ち並ぶ地域の道路整備を優先的に進めるべきと考えるが、高塚町の道路整備の進捗状況は。他の未整備地域の今後の進め方は。

2、防火対策について

②竜田川ネオポリス内で火災が発生し、尊い命が失われました。消火作業に時間を要し、水圧の問題解消する為防火水槽設置を検討されてい

ますか。町内で水圧に問題がある地域はありますか。又あるとすれば対策は。

3、竜田川公園の安全について

①紅葉橋の歩道タイルが剥がれており歩行に危険です。安全対策は進められていますか。

4、食材高騰の学校給食に対する影響について

燃料高騰で食材も値上がりしていますが、学校給食への影響はどうですか。

①給食代の値上げについての考え方は。

②食材調達は随意契約ですか、又競争入札の検討は。

③食材の安全性チェックについて。

④食材安定供給への対策は。

5、青色パトロールへの補助について

①現在行政及びボランティア団体各々による青色パトロールが実施され、町の安全安心が守られています。ボランティア団体は、自ら車輛を提供され、学童下校時と夜間のパトロールをしていただいておりますが、燃料高騰する中、何らかの補助はできないものですか。

1、本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。なお、木田議員から欠席の通告を受けています。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、13番、里川議員の一般質問をお受けいたします。13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきます。

この3月議会は、私たち議員にとっても、新年度の予算を決める最も重要な議会であると認識しております。新年度に向けまして、町の考え方や姿勢についてお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

まず、1点目ですが、三室病院産科廃止になるのではないかという問題ですが、これにつきましては、先日新聞報道があったり、また通院している人たちのうわさがあったりで、大変な状況であることが判明いたしました。

県立三室病院の産科の問題につきましては、住民にとって大変深刻です。とりわけ、昨年、一昨年と大淀病院の事例や樞原の女性の死産の問題などで、奈良県の産科医療についてみんなが考えなければならないと思ひ、少しずつでも前進をしてきているというふうに思っていたところでした。

こんな時にこういう新聞報道があって、私自身も驚き、議会初日にも、議会として県へ意見書を提出させていただく手続をとらせていただいたところですが、これにつきまして、斑鳩町として県に対してどういうふうに要望など、要請などをしていただけるのか、町がどのように考えどのように動こうとなさっているのかということについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 県立三室病院の方にこのことで確認をいたしましたところ、これまで産科では医師2人体制で診療をしておりましたが、1名の医師が平成20年3月末で退職することになったということでもあります。後任の医師が決まらなかったことにより、昨年の12月から今年の1月の2カ月の間において、新たな分娩予約の申

込者については、他の産院での分娩を勧めていたという経緯があり、今回の県立三室病院の対応に不安を持たれた住民もおられたのではないかとこのように考えているところ
であります。

しかし、現在後任の医師も決まり、4月以降従来どおり2名の医師で診療を行い、出
産の受け入れ体制が整ったため、新たな分娩予約の受け付けも再開している状況であり
ますが、当町といたしましては、今後とも県に対しまして産科の充実について要望をし
てまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） そうですね、今、部長が答弁なさったような状況にあったと
思うんですが、以前は三室病院の産婦人科で3人の医師がおったのが、既に1名減にな
って2名体制で行ってきたと。このことでも非常に過酷な状態で医師の方が頑張ってい
ただいていたのではないかなというふうに思っております。

去年、一昨年と事件もありましたが、その2年ほど前だったと思うんですけれども、
合計特殊出生率が全国都道府県別で出されました時に、たしか奈良県はワースト2ぐら
いやったと思うんですね。

こんな状況の中で、子育て支援、色んなことを県や市町村がやっても、そんなんざる
の施策になってしまうんじゃないかなと。そもそも、子育て支援、子どもを産む時のや
っぱり施策、このことを充実させることが最も重要であるというふうに私も思ってい
ます。

厚生労働省も、非常にこの点につきまして、今、緊急医師確保策というのを展開され
てまして、和歌山県の新宮市などでも、公立病院でこの確保策を活用しまして、引き続
き継続させてきたということです。

私としましては、三室病院がやっぱりしっかりと地域のそういった子育て支援の中核
の施設となっただけのように望んでいるところですが、今、部長の答弁で、一定努
力をされて努力のあとが見られ、産科の診療は受けられるということですが、・点目に
書かせていただいております二次医療の確立に向けてということなんですが、やはり
県立の病院として、斑鳩町の出産も個人の病院さんでかなりの数やっただけだと思
います。テレビなんかの報道で見ましたら、今、自宅で出産する助産師さんが活
躍するというようなことなんかも報道され取り上げられていた地域なんかもあるん
ですけれども、そんな時でも、やはり一次医療だけでは賄えない、お産には何かあるかわか

らないという時に、やっぱり二次医療としての県がやるべき施策というものがあるのではないかなというふうに考えるところですが、この二次医療につきまして、町の方はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町民や近隣の町民の皆様にとっては、県立三室病院につきましては、西和地区の医療機関の中で中核の病院としての役割を果たすべき医療機関であると考えております。

町としましては、救急対応の医療機関としての機能の充実につきましても、さらに県の方に要望をしまいたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 大淀病院の事件があつて以来、色々な要求を県にしながら、県が一定の方向は示すもののなかなか完全なものにならない中で、さらにこの三室病院の問題などが出てきたということにつきまして、非常に私、県の姿勢について不信感を持っているところなんです、やはり斑鳩町が町として出来る子育て支援精一杯やってきて、そして議会がこれまで要求してきた妊婦の無料健診、1回からこの20年度予算では5回にふやそうと、拡充しようと、そういうふうに町の方も決意をして、我々にその予算を提案されてきている、このことを高く私は評価をしておるのですが、ところが県がそういった市町村の努力にこたえてくれないということでは、本当に私は困っております。

ですから、私達も色々な機会をとらえて県へ要求いたしますが、やはり県下の市町村長、市町村の担当課、これらがやはり県に対して強く求めていってもらわなければならない。そして、二次医療としても県立三室病院が確立をされ、近隣の、また斑鳩町の新しい命を救える機関であつてほしいということを願っているということを申し上げさせていただきます、さらなる町の努力を期待いたしまして、この質問につきましては終わらせていただきたいと思います。

それでは、2点目ですが、西和7町広域圏協議会のその後の対応についてということで挙げさせていただいております。

これにつきましては、私今年の6月議会で、色々新聞報道、テレビの報道を受けて質問をさせていただいた経過がございますが、その時に、色々質問をさせていただいた時、町長会にかなり高額な積み上げられているお金があるということなどが判明いたしまし

た。

平成20年度の予算書を見ますと、協議会への負担金はかなり減少をしているというふうに見ておりますけれども、私としましては、昨年12月にこの協議会の決算が行われている、そしてまたその時に色々な方向性が決まっているのではないかということから、昨年の6月議会での言いつばなしにならないように、この議会でここについてきちっとお尋ねをしておきたいというふうに考えて、この項目を挙げさせていただきました。

この点につきまして、どのような方向が見出されたのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ただいまのご質問のありました王寺周辺広域市町村圏協議会につきましては、今年度から、いわゆる平成19年度からその会計を縮小されております。

具体的に申し上げますと、協議会から事務局を設置する町に支払われている事務委託料につきましては、平成18年度決算額は389万1,000円でありましたが、平成19年度は3分の1の額に見直し、129万7,000円の支出見込みとなっております。

また、例年の多額の繰越金があることから、各町の負担金を減額し、平成19年度の斑鳩町分としての負担金は、平成18年度の120万8,000円から、71.3%の減となります34万7,000円になったところであります。さらに、平成20年度における本町の負担金は、34万3,000円であります。

次に、王寺周辺広域市町村圏町長会につきましては、今年の1月25日にその会計を清算し、余剰金の617万2,000円は協議会会計に返還されているところでございます。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） ただいま総務部長から答弁ありましたように、私、問題指摘をしました件につきまして、かなり各町財政厳しい折から、きちっと整理をしてほしいということについては、整理が進んでいるようだというふうに思いますが、私あの時に幾つか質問事項を出させていただきましたけれども、あと旅費規程ですね、もし視察・

研修など行う場合の旅費規程などこれを設けてきちっと、各町の職員や議員がそれぞれの町で視察行ったりする場合には、旅費規程もきちっとあってそれに基づいて支出をしているということを申し上げました。けれども、協議会の方では、それきちっと決めていただけてないというようになっていたと思うんですね。ですから、この旅費規程はきちっと持っていただきたい。

そして、色んなところに補助金を出す。色んなといっても、単独の町が出しているようなたくさんの団体にはもちろん出しておりませんが、でも補助金を出している団体がありますけれども、これにつきましても、特段の要綱を持たずに支出をしているということ。こういったことにつきましてね、やはり、今、ご答弁の中にはこれらの整理方が報告をしていただけてないように思うんですが、これらについての動向というのは、どんなふうになっているのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） まず、旅費の規程でございますけども、各町の旅費規程との整合性も考える中で、その基準等をつくる場合においての、どうするかということについて今整合性を考えながら、その策定については基準を検討中であるということでご理解いただきたいと思います。

もう1点の補助金であります。数団体に出されておりますけども、これらについても、今現在、それぞれやはり広域7町の中で、いわゆる有意義な活動をされておりますけども、ただ、今質問者が言われましたように、補助規程というのは策定しておりませんので、それについても今幹事の町の方で策定に向けて取り組んでいただいております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） それらにつきましても、各町が公金をもって持ち寄り、あくまでも公金により執行されるお金であるということから、そういう整理が不十分なものについても、今後さらにきちっと整理をしていっていただけるよう強く求めておきたいというふうに思います。

それでは、次3点目に移らせていただきます。

この3点目なんですが、実は監査委員さん、定期監査結果報告書というのをを出していただけてますが、そこに添える意見として監査委員さん書いていただけてるんですね。これ読ませていただきまして、この1ページ強にわたって書かれていた問題が、この視察研修の有効性ということだったんです。

これにつきましては、私たち議会からも、これまでも色んなことを申し上げてきましたし、議会自身も、視察などどうあるべきなのかということを考えながら、私たちも、昨年、19年度では視察を見合わせた委員会もございました。視察や研修は、先進的な取り組みの研究をするためにも非常に大切なものであるということは思っておりますが、課題や行き先が、どうしてもこれが見たい、どうしてもここが見たいというものがあってこそそのものだというふうに私も考えているところです。

これらを色々考えていた中、この監査委員さんの意見書に書かれていたことが、非常に私自身も、なるほどと、監査委員さんのなかなか厳しいご指摘を受けたなというふうにしたものですから、今回一般質問で挙げさせていただいたわけなんですけど、これにつきましては、一般質問を出した後、各部局でこれについてどんなふうにとめておられるのかということをお願いしたので、それら全体の状況につきましてお尋ねしておきたいと思っております。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 監査委員の「報告に添える意見」にございました「視察研修の有効性」につきましては、その意見の趣旨を整理いたしますと、3点がございまして、1つといたしまして、視察研修を行う場合、研修実施機関において、現在の問題点と解決すべき点の整理。2つといたしまして、問題解決に向けて本当に有効な視察先の選定。3つとして、研修実施後においては、本町における実行性を検証し、施策に反映すべきであるとまとめられております。

今日までの研修におきましても、監査委員のご意見にあります事項につきまして、一定の考えのもと実施してまいりましたが、まだまだ住民の視点から見れば、物足りないと感じておられると考えております。

今後、意見書にもありますとおり、視察研修は、農政、教育、議会等々多分野で実施されておりますが、監査委員のご意見を各団体に伝えまして、より効果的、効率的な、また実効性のある研修実施に向け努めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、各部署の視察といっても、ここにも書かれております農政、教育、議会等、そしてまた今部長おっしゃられたように、その他の色々な機関というふうに述べられておられましたが、そういった機関だけではなく、私は職員研修も含めて、以前から指摘をさせていただいているように、特定の団体が主催する研究大会へ

の毎年の派遣なども含めて、やはりきちっとした見方をしていってほしいと。同じ人権問題を考えるに当たっても、色んな角度からの研究会、また色んなグループがある。ですから、人権問題考える場合でも、色んなところへ研修、色んなところへ参加するということが望まれるのではないかな。

ところが、見ておきますと、ほかのところは余り行かれずに、同じところが主催するものに行かなくてはならないような形で毎年毎年参加され、職員が一巡してみんな行ってもまた行ってというような、そして全国大会と言われるような大会にも町の方から参加をされているというようなこともございます。

そういったことも含めて、やっぱり職員の研修につきましても、やはり職員みずから積極的に、こういう勉強がしたい、こういうところに研修に行きたいというふうに考えて参加をすべきであるというふうに思っております。

それは、私たち議会も同じだというふうには思っております。ですから、19年度につきましては、どうしてもこの研究をしたい、これが見たいというものがなかったので、視察を行わなかった委員会が出てきてます。

これにつきましても、今後、議会としてももちろんそういう精査をする必要はあると思いますが、町におかれましても、やはりきちっとそういった精査をしていっていただくということが重要である。そして、部長が答弁なさいましたように、各機関に対しましても、監査委員さんのこの意見につきまして、今言っていたかのように、各機関にご理解いただけるように進めていっていただけたらというふうに思います。そうすると、住民さんたちにもわかりやすい説明が今後もやっていけるのではないかとというふうに考えております。

それでは、4番目に移らせていただきたいと思います。

4つ目挙げさせていただきました後期高齢者医療についてですが、これにつきましては、この医療制度がいよいよ4月から始まるとされているんですが、色んな問題点があると、自分としても納得が出来ないという立場から、色んなことをこれまでも述べさせていただいてまいりましたけれども、どうしても国が言っております高齢者の特性に合わせて医療を提供するという、このうたい文句で強行に制度をつくり上げてきて、かつてない広域連合が保険者となって、そしてまたその診療報酬がなかなか決まらないというような状態で来ておったわけです。本当に国はむちゃくちゃなことをするなあと。市町村も、多分担当難儀してんねやろなと思いつつながら、私たちも高齢者の方に聞かれても、

決まってないことが多くてなかなか説明も出来ないというような状況でずっと来てましたが、いよいよ来月からスタートだということです。

この中で、以前にも、私ちょっと心配して言っていたこともあるんですが、いよいよ診療報酬なども示されてきたという中であって、ここできちっとお尋ねをしておきたいと思いますのが、後期高齢者医療、75歳以上の方の別建て診療と言われていた部分ですね、この考え方について、現状町はどのようにつかんでおられるのか、お尋ねをしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 後期高齢者の別建て診療の質問でございます。

これにつきましては、平成20年2月13日、中央社会保険医療協議会が、後期高齢者に係る診療報酬体系を含む平成20年度診療報酬の改正案を厚生労働大臣に答申されました。その中で示されました後期高齢者の診療報酬につきましては、慢性疾患が多く治療が長期化するといった後期高齢者の心身の特性にふさわしい医療を提供するという観点が重視されているとのことであります。

特に、外来診療におきまして、慢性疾患の継続的な管理が必要であることから、包括点数である後期高齢者診療料が導入されることとなることや、退院後の支援、訪問看護の充実など在宅療養重視型になっているものと考えております。

主な新設報酬につきましては、外来診療において、後期高齢者診療料が新設されます。後期高齢者の同意を得た上で、ほかの医療機関での診療スケジュール等を含め定期的に診療計画を作成し、総合的な評価や検査等を通じて後期高齢者を継続的に把握する取り組みが診療報酬で評価されることとなります。

この後期高齢者診療料の対象となりますのは、糖尿病、脂質異常症、高血圧性疾患、認知症などで、医学管理、検査、画像診断、処置について、後期高齢者診療料の点数に包括されることとなります。

ただし、高齢者の心身の特性や診療計画の策定等の研修を受けた医師が、診療所に常勤していることが要件となる見通しであります。この場合でありましても、現状の急性増悪期の検査、画像診断、処置は、別途出来高算定出来ることとなっております。

また、入院医療では、退院が難しい高齢者の円滑な退院を調整する後期高齢者退院調整加算、入院前の主治医の求めに応じて連携病院が緊急入院を受け入れた場合の後期高齢者外来患者緊急入院加算、退院後、入院前の主治医に外来で継続して通院した場合の

後期高齢者外来継続指導料が新設をされます。

また、在宅医療では、患者の病状の急変や診療方針の大きな変更などで、関係者が情報を共有する場合の在宅患者連携指導料、後期高齢者が居住する有料老人ホーム等に対し訪問診療する場合の在宅患者訪問診療料が新設をされます。

また、終末期医療では、患者と家族が終末期の診療方針を話し合った場合の後期高齢者終末期相談支援料が新設をされます。

また、訪問看護を推進するため、訪問看護基本療養費等を引き上げ、24時間対応体制加算が新設をされます。

厚生労働省によりますと、今回の改定におきまして、75歳以上が算定出来ない項目は設定されておらず、必要な医療がなくなることはないとしておりますが、一方外来診療におけます後期高齢者診療料においても、すべての診療所に適用されることがないなど今回の診療報酬の改定がどのような影響を及ぼすのか、現時点ではまだ計り知れないものがあると考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 本当に、今、部長答弁もしていただきましたけども、ややこしいですね。外来医療の中では、高齢者担当医を置くいうたって、普通のまちのお医者さんなんかなかなかない。その担当医というのを、一定の何か研修なり受けるのかどうか知らないんですけどね、そうなり得ないのかなと。けども、それはなり得なかったらなり得ないままでも構わないというようなことですし、何か本当にこれ不透明だなと思っております。

で、暦年齢で75歳になったから後期高齢者医療、74歳までやから普通のこれまでの健康保険というふうに暦年齢で分けられて、ご夫婦でお年寄りと一緒に病院へ行ってはる方なんかも、色々このことで悩んでお話になってるのを私も聞いたりしてるんですけども、そんな予測のつかないような別建て診療の報酬が考えられているというのが現状だというふうに私も思います。

それとあわせて、この後期高齢者医療の中で最も心配されている基本健康診査、ここが、前にも質問させていただきました、国保など各健康保険で特定健診というのを行いますけれども、後期高齢者医療は努力義務であって、そういう健診については、絶対しなければならないということではなく、どうなるんだとお尋ねした時に、広域連合ではやる方向ですと、基本健康診査ね、やる方向で聞いているということをおっしゃってた

と思うんです。

ただ、その後、この基本健康診査も、非常に都道府県の広域連合によってばらつきがあるというふうに聞いております、考え方に。基本健康診査を受診されている方だったら、医療にかかっておられる方だったら、この基本健康診査は受けれないというような基準。それが、年に何回までやったら受けれますと、診療回数が何回までやったら受けれますとか、色んな考え方が示されているところなんですけど、本当に75歳以上のこの後期高齢者医療の方たちだけが、健康診査についても、既に何かの病気でかかっておられたら、その健診がうまく受けれない状況というのが奈良県の広域連合でも出てくるのではないかなというふうに私は心配しているところです。

前にお尋ねした時は、広域連合は、基本健康診査はやるという方向だということまでは聞いておりますが、その後、何か広域連合の方で具体的に、診療報酬も出てまいりましたけれども、その辺の考え方については、町の方はつかんでおられたらお尋ねしておきたいと思うんですが。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 75歳以上の健診につきまして特定健康診査が始まりますが、これにつきましても、広域連合の方から町の方に、この健診の委託をするというふうには聞いております。その後、その具体的な内容等についてはまだ連絡が入っておりませんので、今の段階では、質問者も申されましたように、75歳以上の方についても、特定健康診査に見合った健診をしていくということだけを聞いているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 色々都道府県別に広域連合が運営をしていくわけなんですけれども、色々な県の実状を見ますと、徳島県なんかでは、年に一度でも医療機関にかかった人は健診の対象から外すんだと。そんなことをしはったらどうなるかというたら、受診対象者がわずか3%しかいてないと、徳島県ではね。そんなことになっているようです。そんなことでいいのだろうか。

ずっと色々なものを調べていきますと、何か一つの病気で受診されておられても、その基本健康診査を受けることによって別の病気が見つかるということはあることですので、これまででもそういう例というのは、我々でもそうですけれども、どなたにでもあり得ることなんですよね。

ですから、その診療を何か受けてたら、この健診を制限するというような考え方で進めるというのは、本当に問題があるやり方だなというふうに思っております。かといって、この健診を充実させたら、これまたみんな保険料とか、各保険者さんの支援分とか色々かかわってくるわけですよ、充実したらしたで。

ですから、ほんまに大変な制度をつくってくれはったなど、介護保険とほんとに一緒だなと思って私は心配してます。国保税も、結局、斑鳩町の国保税でも、介護分で皆さん徴収させていただいたものが、介護保険へ出すんですけど、毎年3,000万円から赤字になると。これ、支援分というてまた新たにこの4月から設けて、この議会でも提案されてますけど、これをされても、さあこれ、健診充実させたらまた負担多うなってきた、今でも国保税も大変やけど、だんだんまた支援分で追いつかへんの違うかとか。しかも、やってみなわからないというような、物すごい怖いことになっていると私は思っているんです。これ、つかめないです、私もね。

ですから、本当にやってみなわかれへんなというような、どきどきはらはらしたような状況でこの制度を見ているわけなんですけど、本当に介護保険以降、国は殺生なことをずっとしてくるなと思いながら、この後期高齢者医療についても、本当に心から心配をしているところです。

今後、そういった痛しかゆしの面もありますけれども、やはりこの制度が十分なものではないと、不十分だということから、やはり出来るだけ公費が投入されるようにして、75歳以上になったら健診受けられへんねんど、ほかの病気あっても見つける機会が失われてしまうというようなことにならないように、何かやっぱり手だてを考えていただいて、そして町としても広域連合へもきちっと声を上げ、広域連合はやはり県や国に声を上げながら、この制度の問題点を、やはり制度開始後どんどんどんどん改善すべきところは改善していくべきであるというふうに私は考えておりますので、それにつきまして町へも強く要望しておきたいと思えます。そういう視点をずっと持ち続けていただきたいということをお願いしておきます。

そして、もう1点、非常に気になっていることなんですけれども、65歳以上の一定の障害がある人には、制度の選択をしていただくというふうに説明がされております。

それと共に、これまでこの制度、国保の関係なんかでしたら、町長が認める、町長が認定するというような形になってましたけれども、今度は広域連合で認定を受けた人となっています。町がやる場合でしたら、私たちもわかりやすいんですけど、広域連合

が認定するというのは、非常に私らもわかりづらい、どんなふうになるんやろというのがありますので、この点につきましても、該当するというふうに見込まれる人につきまして、どんな対応になっているのかというのをお尋ねしておきたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、市町村の障害認定を受けて、老人保健制度の対象者となっておられる65歳以上75歳未満の障害者の方は、4月から広域連合の障害認定を受けたものとみなされ、後期高齢者医療の被保険者となります。

しかし、この制度におけます障害の認定は、本人の選択が原則となっておりまして、障害認定の申請の撤回を市町村長に申し出れば、後期高齢者医療制度に加入せず、健康保険に引き続き加入することが出来るとなっております。

後期高齢者医療制度へ移行する場合と健康保険に残る場合とでは、保険料と医療機関窓口での自己負担に違いが生じてまいります。

その違いでありますけれども、まず保険料についてであります。後期高齢者医療制度と健康保険ではその算定方法が異なっており、また後期高齢者医療制度は、個人ごとに保険料をご負担いただくこととなります。国民健康保険被保険者の場合、国民健康保険税と後期高齢者医療制度の保険料とで金額に差が生じることとなり、またこれまで保険料の負担をされていない健康保険の被扶養者の場合は、新たに後期高齢者医療制度の保険料の負担が生じることとなります。

また、医療機関窓口での自己負担についてでありますけれども、後期高齢者医療制度は原則として1割負担、健康保険に引き続き加入する方は、原則として2割または3割負担となります。ただし、この自己負担につきましては、重度心身障害者老人等医療費助成制度、または心身障害者医療費助成制度で払い戻しを受けることが出来ます。

このように医療機関の窓口で支払う自己負担額や保険料が異なることから、町といたしましては、これらの対象となる方には十分に説明した上で、また12月広報でもお知らせいたしましたが、これを踏まえて加入する制度を選択していただく予定としているところであります。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長から説明を受けまして、ああ、そうなんだというふうに思っておりましたけれども、ただ保険料の関係での差異が生じてくるとか色々あり

ますけれども、でも斑鳩町の国民健康保険税が改定されるということは初めからわかっておりましたけれども、じゃあどれだけに改定されるかということについては決まっていない状況の中でこれ進んできたわけなんです。

今、話聞いてても、明らかに扶養になってはって、健保組合なんかの保険に扶養で加入されてた方でしたらお金かかれへんけど、後期高齢者の方へ行ったらかかってしまうということから、本人が選択しはる場合、そんなんかないませんという話もあんのかもわかれへんし、今の話聞いてたら本当にややこしいなあと。

多分、町も難儀してはんねやろうけれども、これに該当する人、前に後期高齢者へ移行される人数などについてもお尋ねをしたことはあると思うんですが、私この65歳以上の一定の障害のある方につきましては、まだどれぐらいいらっしゃるかというのをお尋ねしたことないんですが、これに該当する方というのはどれぐらいいらっしゃいますか。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 障害者で65歳以上75歳未満の方は、今現在153人になっております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） やっぱり、そこそこはいらっしゃいますね。斑鳩町ぐらいの規模であれば、この153人ぐらいのことなのかと思います。もっと大きい市なんかやったらもっといらっしゃるんやろうなと思うたら大変やなあと、今数字聞いて思ったんですけれども、ただこの153人の方たち、自動的にそしたら後期高齢者医療に移行するわけにはいかないわけですよ、本人に選択していただかないといけない。

そして、斑鳩町では、特に国保の場合も、よその健保組合とかは知りませんが、国保の場合でしたら、やっとな今こういうふうに変更をしないと町は議案として出してこられたと、3月になってからやっとな出てきたわけですよ。そしたら、それを見て初めて考えることも出来るのかなというふうに思うんです。それで、もともと健保組合の方やったら、そんなんいかん方が得かなあとか、やっぱり色々考えておられると思うんですが、この153人の方々につきまして、町の方はどんなふうな手段、手段というんですか、どんなふうに対応をなさったのか、また今後されようとしているのか。

そして、徴収は一応4月から始まるわけですよ。仮徴収4月から、特徴でしたら始まっていくんですが、これらにつきまして、これに該当する方についてどんな対応の仕

方をされたのか、確認をさせていただいておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 今、申し上げました65歳以上75歳までの障害者の方につきましては、何も本人の方から申請がなければ、自動的に後期高齢者医療制度の方に移行することになります。ところが、今、質問者も申されておりますように、保険料等を参考にされまして、その方が現在の健保に残るということになれば、それも選択出来るようになっております。

このことにつきましては、当町としましても、これを含めまして4月から直ちにこの方々が後期高齢者医療制度に移行ということは考えておらず、選択出来る期間を持っていただくために、この半年間につきましては、この方々につきまして、特別徴収、後期高齢者医療制度に伴います特別徴収の方法はとらないように周知をしまいたいと、そしてその6カ月間の間に選択をしていただきたいと、このように考えているところでございます。

また、先ほど申しましたように、12月広報でも周知しておりますし、また後期高齢者医療制度でも、この65歳から75歳未満の障害者の方につきましては、後期高齢者医療制度の選択が出来るような内容の啓発も行っているところから、こちらの方としましても、こういった方々に、今、保険料の積算をあらかじめしておきましてご指導出来るように考えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 今、部長の答弁を聞いて少し安心しました。町民の立場に立ったやり方を行っていかうという姿勢がうかがえるように思います。そういうふうには、その方にとってどちらがよりよいものなのかということ、そしてまたご本人にわかりやすく判断してもらえるように説明が出来るということが非常に大事だと思いますので、この制度そのものについては問題があるし、私はこの制度をとんでもない制度だと思っておりますが、もう嫌でも動き出してしまいますので、動き出すとなったら、今、言われましたように、住民の立場に立った町の対応ということをしていただけるというのは、非常にありがたいと思います。その姿勢をもって臨んでいただきたいというふうをお願いをしておきます。

それでは、5番目に移らせていただきたいと思います。

5点目に書かせていただきましたのは、最近、近隣の大阪府などで、非常に救急の方

たちのたらい回しの報道がされてるんです。何度か私テレビで見たんですけれども、救急車はすぐに来てくれるんですけれども、受け入れる病院をさがすのに本当に暇がかかって、そこで40分や1時間や、ひどい時はそこでやっぱり2時間とかかかると。そして、結局は搬送に随分時間がかかったという状況です。

奈良県でも、産科にかかわっては、去年、一昨年とこういうこともございましたけれども、当町にかかわる西和消防の救急車出動していただいているこの実態の中で、これらのたらい回しというのが現状あるのかどうかということについて、やっぱりここは心配ですので尋ねておきたいというふうに思って質問をさせていただきました。出動の状況や受け入れの病院の状況、つかんでおられるところをお聞かせいただきたいと思いません。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） その件につきまして、斑鳩町を管轄いたします西和消防署に救急搬送状況を確認いたしましたところ、西和消防署管内の救急病院への搬送数は、平成18年度では5,061件、平成19年12月現在におきましては5,099件の出動要請があり、患者の状況を把握した上で適切な搬送先を判断し、受け入れ医療機関へ問い合わせを行い、搬送をされているようであります。搬送先の確認をとるため多少の時間を要する場合はありますものの、これまでに西和消防署において患者の生命に影響を及ぼすような緊急事態のケースはなかったと聞いております。

また、奈良県の救急医療体制につきましては、地域保健医療計画に基づき、一次医療、二次医療、三次医療と3つの救急体制の中で、斑鳩町が属します西和地区では、二次救急医療体制として、県立三室病院、恵王病院、北病院、友紘会病院の4カ所の医療機関がございします。今年3月末で北病院が閉院するという事も聞いておりますことから、当面の間は残り3病院で輪番体制で対応していくとも聞いております。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 13番、里川議員。

○13番（里川宜志子君） 私も、今、部長の答弁があったように、北病院が撤退されるということをちょっと聞いておったんです。ところが、色んな方のお話聞くと、北病院が一番色んなこと融通きかせてよくやっていただいているというようなことも逆に聞いておったものですから、少し心配だなと思っておりますが、現在までのところ、斑鳩町の町民の方たちが緊急に救急車を呼んでたらい回しをされている状況にはないというふ

うにご答弁いただきましたので、少し安心しましたが、ただし、これまで4つ病院あったのが北病院がなくなるということで3つということでは、少しまた心配な状況も出てくるのではないかなということが懸念されます。

私も、ほんとに介護保険が出来て障害者の制度が大きく変わって、医療制度もどんどん変えられてきている中であって、逆にまた医療機関の大変さも色々見たり聞いたりしているわけなんです。

そんな中であって、やっぱり人命を守る立場で、町は町、県は県、病院は病院でそれぞれがやっぱり連携しながら人命を最優先して取り組みをやっていっていただきたいということを強く願っているところです。

この中核となる二次医療の病院ですが、何とか、また今テレビで報道されているようなたらい回しの状況がないように、今後もこの動向についてはきちっと見ていっていただきたいというふうに思っております。

町の方も、1番目にも言いましたように、色々子育て支援、母子医療ですね、母子の保健、そしてまた色々な意見のある中で、総合福祉会館の建設についても信念を貫いてやってきたと、本年5月に完成する運びとなっている。町は町で、町民の健康と命を守るために最大限の努力をしてくれている。そしてまた、これからはしようとしている。

ですから、その後ろ盾がなかったらあかんと思うんですね。そういう意味でも、その後ろ盾をきちっとしていただくように要望をしていくのも町の務めだというふうに私は思っておりますので、やっぱり県が果たさなければならない役割というのも非常に大きいですし、これらについても、斑鳩町にとっては、町のトップである町長がやはりしっかりと動いていただくということも重要だと思っておりますし、各病院のご努力も大変ですが、また担当課もそれらとの連携などもとっていただきながら、よりよい健康を守るための施策の展開を町としてやっていっていただけるようお願いを申し上げます、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、里川議員の一般質問は終わりました。

続いて、14番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、放課後子どもプランについてお尋ねしたいと思います。

放課後子どもプランについては、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかにはぐ

くまれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安全安心な活動拠点、いわゆる居場所づくりが求められており、このため放課後子ども教室と放課後児童クラブが連携を図り、原則として全小学校区において、放課後や週末等に地域の方々の参画や協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動などを行う事業であり、少子化対策としても極めて重要な位置付けがなされております。

そうしたことから、これまでも一般質問で取り上げてきましたが、現在町におかれては、9月に行ったアンケート調査の結果を踏まえて事業の具体化に向け検討を進められていると思います。

それでは、まず現在の取り組み状況についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 放課後子どもプランにつきましてでございますが、現在の取り組み状況ということでございます。

平成19年の9月に各小学校の保護者に対しましてアンケート調査を実施いたしました。実施に際しましては、空き教室が現在ないということ、あるいはスポーツ、あるいは地域やお年寄りとの交流、そして昔の遊びなどに限定し、また実施日につきましては週1回の実施、そして子どもの安全を確保するための迎え、こういった要件を付しましてアンケート調査を実施いたしました結果、1,347人の回答者のうちから38%、507人が放課後子どもプランに参加させたいという意向でございました。

このことから、平成19年度より実施されています県内の市町村の状況を参考にいたしまして、実施に向けての検討をしているところでございます。

実施内容につきましては、運営委員会におきまして決定されるものでございますけれども、あらかじめ学校との調整を済ませまして、受け皿づくりの見通しがつきました時点で、4月ごろには運営委員会を立ち上げたいというふうに考えております。その中で、平成20年度につきましては、3小学校で9月から11月までの3カ月間、約13回を試行的に実施いたしまして、その状況を見る中で本格実施が可能かどうかということを見極めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、教育長の方で、現在の取り組み状況として具体的に考えているところまでお答えをいただいていると思いますが、②番目に書かせていただいております今後の取り組みについて、これについても先にお聞きをして、その後にもまたこちら

らの方からもお尋ねをさせていただきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今後の取り組みということでございますが、先ほども申し上げましたように、4月ごろまでに運営委員会を立ち上げたいというふうに考えております。

運営委員会のメンバー等でございますが、生涯学習課が事務局を担当いたしまして、その運営委員の委員に、基本的には各学校長、それからPTAの代表者、それから社会教育委員の代表、それから総合型地域スポーツクラブの代表、あるいは老人会とか婦人会、あるいは学童保育の担当者等による委員の構成を考えているところでございます。

そして、運営委員会におきまして実施の日、あるいは事業の内容を検討いただきまして、ボランティア等地域の協力者の確保をお願いしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、現場を担当していただきますコーディネーターや学習アドバイザー、あるいは安全管理員が決まりましたら、学校、PTA及び放課後児童クラブ（学童保育）など関係機関とも十分に協議し、特に安全管理に十分配慮しながら実施したいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、運営委員会で協議の後、検討を進めていきたいということでしたけれども、今、教育長、コーディネーターやボランティアの方々の話もしていただきましたけれども、こうしたところのボランティアの方を探すというのが、この放課後子どもプランを進めていくに当たっては非常に困難な問題点であるというふうに、他の自治体でやっておられるところ等でも色々な声が出されていたと思いますけれども、それにつきまして、斑鳩町として、現段階においてこのボランティアやコーディネーターの方々の募集等については、どのように考えておられるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、運営委員会におきまして、事業等の内容を検討していく必要があると思います。そうした中で、例えば遊びの中で、あるいはスポーツの中で、どうした特技をお持ちなのか、そういったことのボランティアの募集ということも考えていきたいと思います。

具体的に募集をする時には、例えばサッカーの指導出来る人、野球の指導出来る人、あるいは大昔のお話をしていただけるような方、そうしたことも含めながらそうした出

来る方を募集する一つの方法と、あるいは何が出来ますかということで色んな方から応募をいただいて、そしてその中で子どもたちが希望する事業、あるいは活動をその中にあてるという両面があるのではないかなというふうに思っています。そうしたことも十分この運営委員会の中で協議していただいてお決めいただけたらというふうに考えています。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、おっしゃっていただいたのは、ボランティアの方々に協力をいただく方やというふうに思うんですけども、例えばコーディネーターでしたら、各小学校に配置されたコーディネーターがプログラム等の作成も行うというふうに、この国の方から示されている事業の方針では、そのような内容で方針が示されているんですけども、それにつきましては、募集をかけて協力いただける方にそういうところまでお願いをするのか。

また、さらには、安全の面で非常に気を使わなければいけない事業だというふうに思いますが、その安全管理の部分についても、そうしたボランティアの方でご協力いただける方を募ってやっていくという形で考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 活動後の自宅への下校というんですか、お帰りについては、今申しあげましたように、家族の方の迎えということをお願いをしております。

活動の中については、当然安全管理というのは、指導者の中でもしていただきますし、またそうした、特にボランティアをいただきます指導者ですね、そうした方々に安全確保というものもお願いをしていく必要があるというふうに考えてます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） すみません、コーディネーターについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） コーディネーターにつきましては、コーディネーターの活動の内容でございますが、これについては、各放課後児童クラブとの連携、3小学校ありますのでそうしたものの連携、あるいは学校とか団体との連絡調整、協力いただいている連絡調整、あるいは活動プログラムの企画も当然やっていくということでございます。そうした内容でコーディネーターの活動をしていただくということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） なかなかちょっと、どの人にどういうふうにとという具体的なところまでは、まだちょっと話が進んでいないのかなと。また、今後、運営委員会の中で検討をされていくことと思いますので、この点につきましては、もっと具体的になった段階でまたご報告いただけたらと思いますし、こちらの方でも確認をさせていただきたいと思います。

あと、この実施については各小学校でそれぞれ行っていただくというふうにお答えいただいたと思うんですけども、具体的に、週1回ということですが、これは何時ぐらい、どれぐらいの時間からどれぐらいの時間までということ、その時間の確認と、あと募集の対象をどのように考えておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 活動の時間につきましては、放課後から5時まで。そして、対象者は4年生以上というふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この放課後子どもプランの対象児童、これは全児童が対象やというふうになっているものですが、その4年生を対象とすることについては、どのようなお考えでそのようにされるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今も申し上げましたように、試行ということで考えております。そうした中で、学童保育の方は1年生から3年生。1年生から3年生というような国の基本がございますので、そうしたことから4年生、高学年を一応対象にしていきたいというふうに考えております。これは、試行の中で、その状況が的確に把握出来て、全校あるいは全学年対象に出来るということであれば、それはまたそういった方向にも進んでいくだろうと思います。そうした場合の、結局は、場所の問題にもなってくるだろうと思いますので、そうしたことも色々考えあわせながら、実施に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） そうですね、そうすると、学童保育に行っておられる子どもさんも、例えば校庭に出て遊ぶというようなことになると、これはまた放課後子どもプラ

ンのこの事業とは別個の形で遊んでいるというふうな、そういう理解になるのかなど。

この点につきましては、試行期間というふうにおっしゃいましたけれども、そうすることによって保護者の方からご意見が出るのではないかなど。何で4年生以上だけなんかなど。その学童に行っている子ども、そこの放課後子どもプランのその過程の中で一緒に、やはり取り組みをさせてもらえるようにしてほしいという声が上がってくるのではないかと思います。

そういう意味では、試行期間ということですが、再度、やはり全児童を対象にということで、一度その運営委員会の中でもご検討をいただきたいと思ひますし、また試行期間が終わって実施の段階になる時には、ぜひ全児童が対象となるような形で検討を進めていっていただきたいというふうに、これは要望をしておきたいというふうに思ひます。

そうしましたら、この1番目の質問は終わらせていただきまして、次に2番目の入札についての質問に移らせていただきます。

今、入札の制度改革というのが大きく叫ばれていると思ひます。全国の各自治体でも、様々な角度から入札制度の見直しなどが行われています。斑鳩町でも、これまで郵便入札の実施や、現在においても男女共同参画の実施という政策入札の面から調査を進めていただいております、よりよい入札制度の改善に力を入れていただいているというふうに考えています。

そうした状況もある中で、今回は、まず最初に①として、公契約条例についてお尋ねをしたいと思ひます。

現在の自治体における業務委託や工事発注は、基本的には競争入札と随意契約で行われていると思ひますが、いずれも価格優先の入札制度で、価格が安い業者が落札となります。このことが、公共事業では、談合が繰り返される。また、労務提供型の委託業務については、ダンピングが行われ、業者に雇われている者の労働条件の劣悪化となっていると言われております。特に、労働条件の悪化については、近年違法な派遣や契約、またパート労働など労働者が使い捨てにされているといった状況が深刻な広がりを見せています。

私も信じられませんでした、1日に8時間以上、ひどい時では12時間や14時間といった労働を行っているにもかかわらず、月の手取りは12万円、年収で言うと200万円を下回る人が4人に1人、若者では2人に1人という状況です。

さらに、正社員でも、残業をしても残業代が支払われない、いわゆるサービス残業といった違法行為や過労死に至るほどの過酷な労働状況に追い込まれるなど、雇用のルールが守られていません。

そうしたことの改善方法として、契約業者に雇用のルールを守らせる入札制度の改善があります。進んだ自治体では、入札制度に業者の総合評価制度を導入するようがありますが、総合評価方式の導入については、価格優先の現行入札制度から、価格だけでなく業者の持つ社会的価値の実現を総合評価制度に取り入れており、発注する場合、あるいは契約を締結する場合は、業者の持つ環境、福祉、男女平等参画、公平労働基準など社会的評価を含めての実現に向けた公契約条例の制定を検討されています。

この公契約条例の基本理念は、自治体と事業者との契約の際、経済的価値からだけでは充実されることのない社会的価値の進展も図ること、自治体は契約及び補助事業が税金その他貴重な財源で賄われていることを留意する必要がある、執行管理に努めることが大切であるとされています。

私は、ぜひ斑鳩町でも、この公契約条例を制定して落札者決定ルールをつくるべきだと考えますが、町としてはどのようにお考えになるのか、町の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） ご質問者もご承知だとは思いますが、公契約条例は、地方自治体などの公的団体との契約において、受注業務に従事する労働者の労働条件の公正確保を目指すことを盛り込んだものであり、現状では条例制定自治体はまだなく、公正労働確保について現実的な対応が模索されている段階でございます。

本町におきましては、例えば公共工事につきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律や建設業法などの関係法令に基づき、施工体制の適正化と、これを請け負う建設業の健全な発展を図ると共に、このような中で、建設労働者の賃金や労働条件の確保が適切に行われるよう努めてまいりました。

公共サービスの質を維持するためには、労働条件の確保も大切な要素の一つであると認識しておりますが、個々の労働条件は、労働基準法、最低賃金法等でその確保が図られており、労使間で決定されることとなっていることから、国の法整備が優先されるべきではないかと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 今、部長からいただいた答弁の中で、その認識は十分に持っているというふうに私も確認をさせていただけたというふうに思うんですが、その整備については、今、国の法整備があって、それから考えるべきではないかというような、町としてもそういう考え方でおられるのかなというふうにとらえたんですけれども、確かにそういった一面はあるかもしれませんが、しかし自治体が先行してその条例をつくるということに特に法的な問題があるわけではなく、さらに最低賃金等は法で守られているとおっしゃいましたけれども、今、実際にその法自体が守られていない、そんな状況が国会の質問等を見る中で、またマスコミ等でも大きく取り上げられ、社会的に問題視をされている。

そんな中で、やはり斑鳩町として、住民の税金を使っていわゆるワーキングプアをつくってはならないというのが、一言で言うところの条例の理念であるというふうに思います。

そうしたことから、制度の策定には難しいことも多々あるかと思いますが、今後前向きに調査研究をしていただきたいというふうに思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 町といたしましても、引き続き調査研究はいたします。

ただ、今、質問者がおっしゃっております公契約における労働条項につきましては、ILO、いわゆる国際労働機関94号条約と言われているものでございまして、国においても以前にそれについて質疑等々ございましたけども、国においては、その批准さえ、その可能性について非常に低い状況であるというように答弁されております。

町といたしましても、そうしたことから、色々研究はしてまいりますけども、先ほど申し上げましたように、まず国の法整備が先決ではなかろうかと考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 確かに部長おっしゃるように、このILO、日本は批准をしていないということですね。批准をしている国でも、その実施状況について色んな声があるということですが、ILOの94号という勧告については、その勧告を受けた時がですね、日本でももう何十年と前ということで、今の状況とはまた社会的にも情勢が異なっていたというふうに私も認識をしているんですが、それがやはり今の社会情勢の中で、この問題というのは非常に深刻な問題であり、日本の将来をも本当に左右して

しまう雇用の破壊が進んでいるというふうに思っています。

町の方としても調査研究をしていただけるということですので、私の方としても、今すぐ策定に向けてそれをしなければいけないというふうに強くは申しませんので、今後またこの問題につきましては、ぜひ議論をしていきたいというふうに申し上げておきたいと思います。

現在、この条例制定に向けて、私、冒頭でも取り組みが広がっていると申しましたけれども、実際につくったというところはないんですけれども、もう本当に間近につくろうとしているところで言いますと、東京都の府中市は、来年度中にこの条例を策定しようということで前向きに取り組みが進んでいますし、また国分寺市でも、2007年にこの委員会を立ち上げて、早期の制定に向けて検討を始めているということです。

ですので、そうした先進自治体なども十分調査研究をしていただき、ぜひ制定に向けて前向きな検討をしていただきたいというふうにお願ひしておきます。

次に、②点目、監査委員さんの指摘についてということですが、今回の定期監査結果報告の中で、入札に関して何点かの指摘がされていました。

1つには、入札参加業者が少ない上に、結果的に辞退者が多いという点ですね。また、もう1つには、指名競争入札から一般競争入札への転化という点。そして、それらを踏まえた中で、これは口頭ですが、常に単価の検討をすべきということもおっしゃっておられましたが、それに対して町は、その監査委員さんからの指摘について、どのように受けとめ、今後どんな対応を考えているのか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 池田総務部長。

○総務部長（池田善紀君） 少し答弁が長くなりますけれども、初めに、入札・契約制度の改善につきましては、昭和54年4月に、契約規則、建設工事請負業者選定審査要領の制定、建設工事請負業者選定審査会の設置、昭和57年5月には、建設工事請負業者資格審査要領、建設工事請負業者選定要領、また建設工事についての契約に係る競争入札参加者の資格の制定、平成元年3月には、入札要領を設置し、その改善に取り組んできたところでございます。

また、より一層の透明性、競争性の向上を図るため、予定価格の事後公表を平成11年7月1日から、さらに予定価格及び入札参加者の事前公表を平成12年7月1日からの試行により取り組んできたところでございます。

また、平成12年11月に成立いたしました公共工事の入札及び契約の適正化の促進

に関する法律に基づき、平成13年10月に契約審査委員会の設置、低入札価格調査制度の導入、平成14年4月には制限付一般競争入札実施基準の制定、平成15年3月には建設工事等暴力団排除措置要綱、建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領の制定を行い、平成15年5月には郵便入札の試行実施、平成17年1月には談合情報マニュアルの改定、平成19年5月には建設業に係る町内業者の認定基準を制定し、入札や契約に関する過程の公表による透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底など、事業者間の公正かつ適正な競争を基本としつつ、契約手続の透明性を図るべく、入札制度の改善に努めてきたところでございます。

また、一般競争入札につきましては、先ほども申し上げましたが、平成14年4月に制限付一般競争入札を導入し、これまでに、より一層の透明性、競争性の向上を図るため、平成15年4月に適用範囲の設計金額の引き下げ、平成19年4月には、社会情勢等の変化に的確に対応出来るよう、入札参加資格の総合評点基準について、1,500点以上を1,300点以上にすることが出来るというただし書きの追加、さらには、工事完成を担保するため、建築一式の5億円以上の監理技術者を2名配置、また2億円以上の制限付一般競争入札における履行保証保険契約の締結を追加したところでございます。

今後におきましても、手続の客観性を高めるための積極的な情報の公開や競争性が発揮されやすい条件の整備など、入札・契約手続の透明性、公平性、競争性を高めると共に、工事の品質確保を図りながらその改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、町内業者の保護、育成についてでございますが、監査委員のご指摘のとおり、保護政策より規制緩和を図り、保護より育成にウエートを移すべきとのご指摘については、より競争性が高まり、このことによって技術力を上昇させることが期待出来ると認識をいたしております。

ただ、地元建設業者は、社会基盤整備や災害時の応急体制などを通じまして、地域経済の発展や住民生活の安全安心の確保に多大に寄与していただいております。そうしたことから、可能な限り町内業者への発注を基本としているところでもございます。

ただ、その中にありましても、町内業者で対応出来ない専門的な工事、あるいは難度の高い大規模な工事につきましては、町外業者を入れた指名競争入札、さらには2億円を超える工事にあっては、制限付一般競争入札を実施しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） かなり前から入札制度については改善の取り組みをやってこられたというのをご説明いただいたと思います。

私も、監査委員さんの指摘の中で、自由主義社会の発展の原理ということで、自由競争にすべて委ねてしまう、すべてとまでは言っていないかもしれませんが、そうした点について競争をあおっていく、単にそれがいいとは思ってはいません。

ただ、昨年の入札結果ずっといただいていたけれども、見させていただく中で、やはり入札参加者が少ないなど感じる入札があったり、さらには辞退者、これは入札を行うかどうかは業者の自由ですので、辞退される方もいるかと思いますが、辞退者が複数出て、結局は1社しか残っていなかったという結果を見ますと、やはりそうしたところについては、入札の原理が働いていないのかなという入札もあったかと思います。

町としては、適正に入札の執行を行っていただいているというふうに考えていますが、今後この監査委員さんの指摘も踏まえ、さらなる改善に向けて調査研究を行っていただきたいというふうに要望をしておきたいと思います。

私も、この入札についてまだまだ勉強不足で、もう少し詳しく質問をしたかったんですけども、今回率直に監査委員さんが指摘をされていることについてお尋ねをさせていただき、今後やはり私も調査研究を行ってまいりたいというふうに思いましたので、質問をさせていただきました。この質問については、これで終わらせていただきます。

それでは、次に国民健康保険税の改定について質問をさせていただきます。

今回、議案としても提案されていますけれども、国民健康保険税率改定の今回の直接の要因となっているのが、4月からの後期高齢者医療制度の実施に伴って、新たに後期高齢者支援金分が設定され、国民健康保険税として徴収されるということにあると思います。

この後期高齢者支援金分は、法律によって国民健康保険税として、医療分、介護分とは別枠で徴収するというふうに決まっているかと思いますが、この支援金分の設定が設けられることについては仕方がないというふうに思うんですが、しかしそれが丸々住民への負担増となることについては、これは仕方がないというふうな立場には立てません。

また、今回制度が変わることによって、国民健康保険から老人保健拠出金として支出をしていた分、これは新たにマイナスとなるはずなので、医療分の方で値下げが出来るのではないかという疑問があります。実際に、他の自治体では、後期高齢者支援金分は

増となるが、そのかわり医療分で引き下げをしようとしているところもあると聞いています。

さらには、後期高齢者医療制度の実施以外にも、国民健康保険とのかかわりの中で制度が変わろうとしている点もあり、それらがどういうふうに関国健康保険財政に影響を与えることになるのかという点も見る中で、今回の国民健康保険税率の改定について考えていきたいと思ひます。

まず、①点目ですが、後期高齢者医療制度との関係についてですが、今回75歳以上の高齢者はすべて後期高齢者医療制度に移されることとなります。斑鳩町の国民健康保険被保険者のうち、何人が対象になって、全体の何%に当たるのか、また国民健康保険の特別会計から後期高齢者医療制度へ支払う支援金分が幾らになるのか、その内訳も含めてお尋ねしたいと思ひます。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 斑鳩町の国民健康保険につきまして、平成20年2月末現在の状況を申し上げますと、世帯数で5,407件、被保険者数で1万158人となっております。そのうち、後期高齢者医療制度へ移行をされます老人保健の対象者は2,320人、国保全体の22.8%となっております。

また、後期高齢者の支援金の金額でございますが、これにつきましては、後期高齢者医療制度に関しましては、現役世代からの支援を行うこととなっております、その支援につきましては、質問者も申されますように、国保被保険者であります74歳以下の被保険者の国民健康保険税を財源として後期高齢者支援金として納めることとなりますことから、今回のことから、後期高齢者支援金につきましては、平成20年度で2億9,585万8,000円を支出する予定であります。

この算定に当たりましては、国から示されております一定の算定方式に基づき算定をいたしております。後期高齢者1人当たりの支援額4万1,358円に国保の平成20年度の見込みの被保険者数を乗じた額を、20年度は4月から翌年2月までの11カ月で算定することとなっておりますので、12分の11月を乗じた額となっております。

また、その財源につきましては、国庫支出金で1億1,974万7,000円、県支出金では1,949万3,000円、繰入金等で3,399万9,000円となり、残り1億2,261万9,000円は税を財源とすることになります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それでは、次に②点目として、老人保健制度との関係についてですが、これまで国民健康保険特別会計から老人保健拠出金として払っていた分が、後期高齢者支援金分にかかわることによって老人保健拠出金はどうなるのか。また、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移ることによって国民健康保険税が幾ら減収になるのかもお尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 老人保健拠出金につきましては、平成19年度では4億5,052万1,000円の拠出を予定しております。また、平成20年度におきましては、平成20年3月分に係る拠出金と前々年度に係ります精算分が残ってくるようになりますので、1億318万6,000円の支出を見込んでおり、前年度と比較しましておよそ3億5,000万円の減少となっております。

また、老人保健拠出金の財源内訳としての国民健康保険税についても、平成20年度では、前年度実績見込みと比較しまして1億3,500万円の減となるものと見込んでおります。

後期高齢者医療制度への被保険者の移行に伴いまして、老人保健への拠出金も減少いたしますが、老人保健制度では国保被保険者でありました方も、後期高齢者医療制度へ移行すると国民健康保険の被保険者ではなくなりますことから、拠出金の減だけではなく、国民健康保険税の収入についても減少することになります。

この医療分の国民健康保険税につきましては、平成20年度では前年度実績見込みと比較いたしましておよそ1億7,000万円減となっているところでありますので、拠出金の財源以上に国民健康保険税の収入が下回ることにもなると見込んでいるところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この問題というのは、この後期高齢者医療制度が出来るというふうな話が上がってきて、じゃ国保の会計はどうなるんやということで散々疑問視されてきた問題ですが、今お聞きをいたしましたところ、実質的に、老人保健拠出金としては出ていく分が減るので1億3,500万円プラスになるけれども、75歳以上の方の保険料が入ってこなくなる分で1億7,000万円のマイナスが出るということだと、国民健康保険会計としては、差し引き3,500万円程度のマイナスが出るということ

がわかったかと思えます。

次に、③点目ですが、退職者医療制度との関係についてですが、現在の退職者医療制度が廃止になり、これまで退職者医療制度を利用されていた方が、今後、国民健康保険の一般被保険者になるというふう聞いておりますが、これにつきましても、斑鳩町での対象者数はどれぐらいになるのか。さらには、この制度の廃止の流れについても、簡単に結構ですんで、あわせてご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 退職者医療制度は、被用者保険から国保に移ってこられました被用者年金を受けられる75歳未満の方に係る医療費の支出につきまして、被用者保険が負担することで、国民健康保険の負担の軽減を図っているところであります。

平成20年度からは、65歳以上の退職者医療制度が廃止をされ、平成20年2月末現在で2,393人おられます退職被保険者うち、約1,900人が退職被保険者から一般被保険者となることから、これまで被用者保険が負担していた療養給付等交付金としまして国保に手当てされておりました被用者保険の負担が、平成19年度決算見込みと20年度の予算を比較いたしますと、およそ4億7,500万円減少することになります。

しかしながら、新しい制度として、国では65歳以上75歳未満の前期の高齢者の構成比率が高いとされております国民健康保険に対しましては、前期高齢者交付金を措置することで、国保財政の負担の軽減を図ろうとされているところでもあります。

そういったことから、当町では、平成20年度予算としまして、国の算定方法に基づき算出した額といたしまして、前期高齢者交付金5億5,114万3,000円を計上しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この退職者医療制度が廃止になることによってまた国保の負担が重く大きくなるのではないかとというふうに懸念をしておりましたが、まだ未確定な部分はあると思いますが、これまで療養給付交付金で社会保険の方から入ってきていた分が、前期高齢者交付金という形でしっかりと補てんされるというふうに今答弁をいただいたというふうに思いますので、この制度が廃止されることによって国保の負担がこれまで以上に大きくなることはないというふうに、今のところ理解をさせていただいております。

次に、④点目として、特定健康診査との関係についてですが、先ほどの質問者の中でも触れられていましたが、来年度から始まる特定健康診査について、これは国民健康保険会計で行う部分ですが、その考え方と、国民健康保険財政との関係についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 平成20年度から実施いたします特定健康診査及び特定保健指導は、生活習慣病に係ります医療費が全体の医療費に占める割合の6割に上ることから、その予防に着目をし、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者及びその予備群である人を見つけ出し、生活習慣病の発症リスクを階層化することで、それぞれの人に応じた保健指導を行い、ふえ続けます医療費の適正化を図っていこうとするものでございまして、各医療保険者での実施が義務づけられたところであります。

また、これは特定健康診査等実施計画に基づき実施をしてみたいと考えておりますが、計画案では、平成20年度として約2,640人の健診対象者を見込んでおります。また、その健診に係ります総費用としまして、およそ3,000万円を予算としてお願いをしております。

これにつきましては、健康診査に係ります1人当たりの費用として、現在奈良県医師会との交渉の中で、基本項目のみで8,505円、心電図1,575円等で調整を図っているところではありますが、国、県の補助金は、課税世帯であれば5,300円の3分の2が補助されることとなっております。

また、斑鳩町では、個々の健診受診者に自己負担をいただかない方向で考えておりますので、奈良県医師会との契約金額と補助金との差額は、国保特会からの持ち出しということになります。

以上でございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） この特定健康診査、本人負担は斑鳩町は取らないということで、予算としては3,000万円見込んでいますが、その分を国保会計から持ち出すということですね。

ごめんなさい、この特定健康診査、対象は40歳以上というふうにこれは法律で決まっているのかなというふうに思うんですが、私、39歳以下の方についても今、自分のことじゃないですけど、メタボリックシンドロームということで、本当にそういう予備

群がふえていると思いますので、この点についてもやはり診査は必要ではないかなというふうに考えるものです。この点につきましては、法律で決まっていますどうにもならないのか、それとも検討の余地があるのか、そのことだけちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 当町におきましては、やはり法律に基づいて40歳以上の方に特定健診を受けていただくという方針で考えております。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。

また、先ほどの質問ではないですが、今、若い人が本当に健康診査を受けられる場がないという状況が広まってきていると思いますので、その点も問題認識を持っていただきまして、今後対応方検討をいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思っております。

次に、⑤点目として、今回の改定によって、国民健康保険税の医療分の限度額が56万円から47万円に下がることとなります。それに伴って国民健康保険税の収入というのが減になるというふうに思うんですが、それに伴う影響についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 国保の医療分につきましては、平成20年度から、質問者もおっしゃいましたように、限度額が56万円から47万円に引き下げられる予定であります。

支援金分の算定に当たり、医療や介護分についてもその影響を考える中で試算を行いましたところ、医療分の限度額が引き下げられることで限度超過世帯は、約40世帯が増加し130世帯程度になります。その増加によります影響額といたしましては、限度超過額で約1,000万円がふえる算定結果となっております。このことにつきましては、限度超過世帯の増加によって、国民健康保険税の収入において約1,000万円が減少するという見込みであることとなります。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） ありがとうございます。

以上、幾つかお尋ねをしてきましたけれども、まず老人保健拠出金との関係では、斑鳩町では75歳以上の方が納めていた国民健康保険税が減収となる金額の方が多くなっ

ているということがわかりました。これは、それぞれ各自治体によってその状況というのは違って来るかというふうには思うんですけども、本来であれば、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移ることによって、国民健康保険財政の負担は軽くなるはずであるのに、給付費の増ではなく、後期高齢者医療制度が新たにつくられたことによって、逆に国民健康保険の財政が圧迫されているという状況になっているのだと思います。

加えて、後期高齢者医療制度自体が、高齢者の医療費を抑制するためにつくられたものでありますが、受ける医療が制限されるだけでなく、給付費がふえれば、後期高齢者だけでなく現役世代にも重くのしかかってくるものであり、国民健康保険財政の立場から見ても、市町村や住民の負担は重くなるのに医療は充実されないという大きな矛盾があるということがわかりました。

町におかれましても、今後、国や県に対して、住民福祉の向上を目指す立場から、また町の国保財政の厳しい状況からも、制度の矛盾について改善を求めると共に、市町村や住民に負担を押しつけるのではなく、財政的にも国、県がしっかりと責任を持って運営をしていただけるよう、これまで以上に制度改正の声を強く上げていただきますように要望をしてこの質問は終わりたいと思います。

それでは、4点目の集中豪雨対策についてですが、最近の雨の傾向として、多い時では1時間に100ミリを越すような集中的な雨が降り、昨年も町内で数カ所床下浸水などの被害が出ており、住民からも早急な対策を求める声が上がっています。

これまでも、何度も一般質問等で取り上げられてきましたが、まず・として、三代川の改修についてお尋ねをしたいと思います。

三代川の改修は、斑鳩町の水つき対策としてかなり以前から改修が必要とされながら、私もいつから行っているのかははっきりとは知らないんですけども、何十年という年月がかかっているとお聞きしています。これは、県の事業なので、町が直接行うことは出来ないため、町としても何度も県に要請を行うなどかなりご苦勞をいただいていることと思いますが、最近少しずつ用地買収なども進んでいるように思います。

そこで、三代川の改修状況や来年度の改修予定などについて、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 三代川の改修の状況につきましては、本定例会初日の施政方針で町長よりご説明させていただきましたように、現在新家地区の改修部分から上

流、JR踏切付近までの約200メートルでございますが、地元自治会や土地の所有者などに事業の説明を行いまして、用地交渉を進められているという状況でございます。

昨年度から建物補償契約等行われてきておりまして、契約いただいたところから、建物の解体も順次行われてきているところでございます。今後も、引き続き県と連携を図りながら事業の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

抜本的な改修については、建物も連たんしているという状況から時間も要することになるわけですが、県に対しましては、即効性のある浸水対策について調査研究をしてほしいと、こういう要望も現在しているところでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 具体的に来年度何軒立ち退いていただけるのか、その数字については、今答弁はいただけるのでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 来年の軒数等につきましては、用地交渉については、相手さんもございますので、何件ということには言えないと思いますけれども、上流に向かって用地の協力のお願いをしていくということでご理解願いたいと、このように思います。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） それと、この三代川の改修の全体の計画というのがなかなかわからない。県としても、予算を組んだり組まなかったりという年があると思うんですが、これはやはり全体の計画を私たち斑鳩町民にも示していただきたい。そして、しっかりと年次計画を持ってこの計画を進めていっていただきたいと思いますが、その全体の計画については、県としてはどのように持っているものなのか、町として把握をされていたらお聞きをしておきたいと思います。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 三代川の改修に対します全体計画ということでございますけれども、先ほど議員もおっしゃっておられましたように、三代川は大和川の合流点、その部分から今日まで改修が進められてきておりまして、平成6年度で今現在のところまで到達をしているという状況でございます。

そうした中で、平成14年2月に県の河川整備計画というのが策定されておりまして、その新家地区の改修済み箇所から上流に向かって東洋シールの工場まで約1,100メ

ートルあるんですけども、それが計画区間ということで位置付けされておりまして、現在その事業の推進に努力をしているということでございます。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） わかりました。県としてはそういうふうに計画を持っていただいているということですので、またぜひ斑鳩町議会の中でも、私たちも把握出来るような形でまたお示しいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、②つ目の浸透ますの普及についてということですが、この間の集中豪雨対策として、被害を防ぐために何か有効な手段はないかと。なかなかやはり三代川の改修も急には進まないということもありまして、しかし雨が降ったら町内で被害が出るという状況を少しでも改善するためということで、インターネット等で少し調べていたんですけども、その中でこの雨水浸透ますというのが載っていましたので、今回質問に挙げさせていただきました。

うたい文句を見ると、集中豪雨対策としてつくられたものですよということで載っていたんですけども、さらにほかの自治体で実際にこれに対して補助金を出して普及に取り組んでいるところもありました。

斑鳩町でもその効果が見込めないかというふうに考えますけれども、町の方としてはどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 雨水浸透ますにつきましてでございます。

これにつきましては、都市化に伴います地下水や湧水、それらの枯渇の解消や雨水の流出抑制を目的に開発された製品ということで認識はいたしております。

この雨水浸透ますの設置につきましては、例えば高低差がある宅地や土質が粘土質のような透水性の悪い地盤などにおきましては、家屋への影響や周りの宅地への湧き水が出るなどの問題が懸念されます。また、集中豪雨時に対応します浸透水量の確保や、日常の維持管理の不備による目詰まりなどの問題から、費用対効果を考えますと、普及もしくは事業化につきましては難しいのではないかと考えております。

しかしながら、町におきましては、水洗化の促進、そして雨水流出抑制、そして上水道の軽減、資源の有効利用から、浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度を設けておりますことから、これらにつきましては補助金制度をなお一層活用をしていただくためにも、今後一層の啓発活動を行うと共に、雨水対策、これらにつきましても研究につきまして

さらに努めてまいりたいと、こう考えておりますので、ご理解いただくようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 14番、木澤議員。

○14番（木澤正男君） 調査研究いただくということですので、ぜひ専門家等に一度意見をお聞きして、斑鳩町の土質の中でどんだけの効果があるものなのか、専門的に調査のお願いをしておきたいというのと、あと雨水貯留施設の方では補助金もつけて頑張っていたいております。しかし、正直な感想を申し上げますと、なかなか件数が伸びていないのが実態であると思います。

そうしたことから、今後につきましても、その雨水貯留の方もぜひ頑張っていて普及をしていただき、集中豪雨の対策として少しでも効果を発揮していただけるようご努力をお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、14番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時54分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

次に、4番、吉野議員の一般質問をお受けいたします。4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） まず初めに、厚生常任委員の一人として、過日の委員会において、町の方からも申し入れをお願いしておりました精神障害者のバス運賃の割引が、この4月1日から、奈良交通バス及びエヌシーバスさんの温かいご理解によって実現することになりましたことをお礼申し上げます。

では、本題に入ります。

高齢社会への取り組みについて質問させていただきます。私の通告しております通告書には、すべて高齢とか高齢化とか、こういう字が入っておりますが、今回は高齢社会について質問させていただきます。

日本は、世界に先駆けて超高齢化社会に突入し、いずれ全人口に対する65歳以上の割合が40%以上に達し、全人口についても、現在の3分の1に激減していくと言われております。

ところで、7年前、つまり平成13年3月発行の第3次斑鳩町総合計画によれば、平

成20年ごろに高齢化率で斑鳩町は全国平均を追い越し、再来年の平成22年には23%に達すると予想されておりますが、直近の斑鳩町の高齢化率はどうなっておりますでしょうか、まずこれをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 少子高齢化の急速な進行に伴いまして、我が国は世界でも有数の長寿国となりました。全国平均の高齢化率は、平成19年の9月1日現在の数値が出ておりますので、町と比較をしたいと思いますが、全国平均の高齢化率は21.45%で、同じ9月1日現在の本町の高齢化率は21.68%となっており、ほぼ同じ率となっております。また、直近では、平成20年2月1日現在で22.17%となっているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） ほぼ予想されたとおりの数値であるということでありまして。

政治というものは、今現在に待ったなしで対応しなければならないのはもちろんですが、少なくとも10年先、20年先、あるいは50年先、100年先を見越して行わなければならないものでもあります。

このような観点から、少子高齢化社会と人口の減少は、斑鳩町に住む私たちにどのように影響を与え、またどのように対処をしなければならないのか、その指針をお示しいただきますようお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 少子高齢化社会と人口減少は、生産労働人口の減少によります税収の減や、高齢者福祉施策に影響があるものと考えております。

高齢者の増加は、単に人口構造の高齢化が進むというだけではなく、心身の健康状態の悪化による生活機能の低下や、それによる生活の質の低下が生じるなど、暮らしや健康に不安を抱える人がふえることにつながってくると考えております。高齢化が進行する状況におきまして、住みなれた地域を基盤としまして、こうした人たちを支える仕組みを整備する必要があるとも考えているところでございます。

このような高齢化社会に対応するため、今後ますます地域住民同士の助け合い、支え合いの支援が重要な役割を担ってくると考えております。町長の施政方針にもありましたように、社会福祉協議会や小地域福祉会、民生児童委員の活動を通して、見守り、声かけ、支え合う地域社会の実現を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） いまだかつて世界のどの国も経験したことがない状況に、日本は一番最初に突入していくことでもあります。国においても、このことは当然わかっていることなんですけれども、実際にどのような方向でいくのかとか、どうなるのか、もうわかりきっていることなんですけれども、まだピンとこないようなところもございます。自治体においても、同じようなことではないかなと思います。

私自身、いわゆる前期高齢者とくくられている中の一人でありまして、太平洋戦争の影響を受けて育った最後の世代とっております。ただ単に日本の高齢化社会の行く末を悲観ばかりしているわけではありません。日本は、60年以上も戦争がなくて、平和のうち成熟した社会へと行き着いた結果と受けとめておりまして、むしろ我々のように戦後のどん底生活を経験した世代こそ、高齢化社会に最も適応する能力を備えた世代であると思っております。

しかし、それも、現在何とか健康で暮らしていけるからでありまして、町内には健康に不安を抱えている方々や介護を必要とする方々、障害をお持ちの方々、この方たちにとっては、自治体財政の悪化に伴う緊縮財政による住民サービスの低下は、大きな不安材料になると思われまます。

斑鳩町は、このような事態に対して、セーフティーネットとなるような施策をどのように考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西本住民生活部長。

○住民生活部長（西本喜一君） 現在、高齢者福祉サービスにつきましては、緊縮財政によりサービス低下をしないよう、平成20年度も今年度同様に取り組んでまいりたいと考えております。

住みなれた地域で安心して暮らしていただきますために、高齢者の安否確認を行うための乳酸飲料を配布する愛の訪問サービスや配食サービス、また緊急時の通報装置の設置、おむつの支給等の高齢者福祉サービスを引き続き行ってまいりたいと考えております。

特に、紙おむつ等の支給につきましては、これまで県で実施しておりました「ねたきり老人紙おむつ等支給事業」が今年度末で廃止されますことから、町の家族介護用品の支給事業に移行をしていただき、引き続き紙おむつ等を支給し、また支援をしていくことといたしております。

高齢者の方が、出来る限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送り、住みなれた地域や家庭で暮らすことが出来ますように、介護サービスの円滑な実施に努めますと共に、福祉サービス制度の活用等を積極的に図りまして、生活支援や生きがいがづくり、社会参加等の高齢者福祉の充実に努め、人にやさしいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 斑鳩町が標榜しております人にやさしいまちイコール福祉が充実したまちと言いかえても過言ではないと思いますので、斑鳩町の福祉のかじ取りをよろしく願いいたします。

日ごろ地域に生活していて、高齢化社会になってきたなあということをしみじみと実感する時は、子どもさんの通学風景を見る時であります。私の所属する自治会は、未加入世帯も含めて約250世帯ほどと思われませんが、そのうち学童さんをお持ちの世帯数は10戸ほどしかありません。250分の10ということですね。それ以外は、恐らく高齢者に近いか、あるいは2人、あるいは単身の高齢者世帯ではないかと思われま

す。もう一つ高齢者社会を実感するのは、最近特に朝に夕に、というよりも昼にも、福祉や介護事業の車が町内のあちこちに目につくようになったことでもあります。私の知り合いの方もお一人になられて24時間介護で、夜中であっても介護に車が来ていると。どんどんそのように高齢化が進んできている状況が目に入ります。

私ども隣近所、世代の近い方々と顔を合わせますと、ころんで骨折して寝たきりにならないように注意しなければとか、病院や施設のお世話にならないで少しでも長くこの地域で生活出来るように頑張ろうと励まし合ったりしております。私もそういう年代になったのかなあと、自分でも不思議なくらいですけれども、しみじみとこの高齢化ということは身につけてきたような感じがいたします。

そうしたお仲間の、同じ町内会の同じ組の72歳の方が、1月に笠町のバス停で、バスを降りて目の前の横断歩道を手を上げて渡っていて車にはねられて重体になりました。この地点は、頻繁に前々から交通事故が起きて、信号機の設置をそれなりの機関に要望していたところですが、それもかなわず、残念ながらこのたびの重大な人身事故が起きてしまいました。

一昨日、その方のお見舞いに参りましたが、もうこの地域に戻っての生活はかなわないだろうと、そういうふうに聞いてまいりました。ご本人からじゃなくて周りの方から

ですね。

事故があった現場は、町域としては三郷町ということになります。このように、斑鳩町の方が重大事故に遭ったような場合、道路管理者、国交省とか警察とかから町の方へは連絡はないだろうとは思いますが。しかし、この国道25号、昭和橋と三室交差点の間の不備といいますか、ここは事故が起きそうだなということは、よく言われたり私どもも見聞きしておるんですけども、この国道25号の昭和橋と三室交差点の間の問題点と改善の見通しについてお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 国道25号の笠町のところの問題点というご質問でございますけれども、事故のありました国道25号につきまして、その線形等から見ますと、昭和橋から三室交差点にかけて少しS字状のカーブ、そして緩やかな勾配の伴った構造となっております。しかし、ドライバーからの視認性が著しく悪いという状況にはなっておらないと、このように認識をいたしております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） わかりました。

私と付近の住民さんたちと現場を見てよく話し合いますと、昭和橋を渡った地点から笠町のバス停までは緩やかなカーブになっておりまして、その間約70メートルほどなんですけども、そこに電信柱とか標識柱とか何と10本ありまして、横断歩道直前にならないと運転者にはわかりにくいと。恐らく運転者は、はねてから初めて気がついたような状況の事故でありました。

また、この横断歩道を渡ったすぐ向こうには、近日中に入居が始まるマンションが建設中で、いずれ近々100人前後の方々が住まわれることになると思いますが、恐らくこのような方々は、不案内の土地に越してこられて、目の前に横断歩道があるので、バスに乗るために同じように渡って事故に遭うという可能性があると思いましたので、近隣住民の方々等とも相談いたしまして、3月4日、一昨日西和警察へ出向いて、何とか至急対策を講じてほしいと申し入れましたところ、何と即日国交省さんに、横断歩道が目立つような対策、つまり光るようなものですね、を申し入れていただきました。

その時に、3月3日、前日の県下の事故日報というものを見せていただきました。その1日だけで県下では負傷者が44人ということです。1日だけで。1月と2月、たった2カ月の間に人身事故に遭われた数は1,400人強、うち死者が10人。その半数

が、5人が高齢者で、すべて歩行中の事故であったということです。

斑鳩町だけで言いますと、去年の斑鳩町の交通事故件数は125件、うち高齢者は32件、うち3人が死亡でありまして、2人が高齢者と、こういうことでもあります。このように、年々高齢者の重大事故がふえております。

斑鳩町を貫通している国道25号は、県下でも特に事故が多い危険なルートでありまして、私も国道を行ったり来たりして、信号のない交差点とかある交差点とか状況を見てまいりました。そうしますと、斑鳩町に8カ所信号のない横断歩道がありまして、どれも笠町と同様にいつ事故が起きても不思議ではない状況でありまして、私が見てる前でも、お年寄りが横断しかかって立ち往生している。車がちょっと徐行したりして渋滞したり、そういう状況が常に見られるようなことでもあります。

ですから、横断歩道ですから、そこを渡っていれば安全かということ、決してそうではないと。警察さんもそういうふうに申ししておりましたので、信号があれば運転者も無視することはないのですけども、信号のない横断歩道というのは、運転者はスピードを緩めず通過しております。

このような状況に対して、早急に行政の方からも道路管理者に何らかの対策を求めて、また町独自の交通安全に関する啓発を行うべきだと考えますが、これはいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 横断歩道のあるところで信号のない箇所等についての改善についてでございますけれども、今、ご指摘の場所について、国土交通省にも確認をいたしているところでございますけれども、地形的な問題等から、現状では難しいのではないかなど、このように聞いております。

それと、啓発問題でございますけれども、町としても先般老人の方を対象に、奈良県警察本部の交通安全教育サポートチームというところから、高齢者のための交通安全教室ということで来ていただきまして、教室を開催をいたしました。そうして、参加していただいた方に、シミュレーションで実態を、その横断をするに当たって、老人としての特性がございますので、スムーズに渡れるかどうか、その辺について実験もしていただきました。そうした中で、なかなかスムーズに渡れない方もおられまして、高齢者としての実感をされたという状況でございます。

そうしたことで、いずれにいたしましても本格的な高齢化社会を迎えるわけですから、

一過性のものではなくて、高齢者の皆さんに対して継続して、色々な状況を想定をいたしました教室に参加をしていただきまして、より一層の交通安全意識の向上を図っていただき、またドライバーに対しても、高齢者が安全に通行出来るように、高齢者の行動特性を十分理解をしていただくと共に、高齢者を発見した場合、原則徐行、場合によっては一時停止、高齢者を保護する思いやりの心を持った運転を心がけるように、西和警察等関係機関と連携を図りながら働きかけをしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 今、部長がおっしゃられた啓発は、先ごろ中央公民館で行われた高齢者に対する交通マナーの啓発だろうと思います。私も参加しておりまして、町長が歩行者のモデルとなつてたしか務めておられたと思います。

車というのは、本当に事故の現場を見ますと、走る凶器であります。笠町の事故に遭われた方は、たくさんのお孫さんにも恵まれまして、これから楽しく地域で暮らすことが約束されていた健康なお方でした。その方の一生が一瞬のうちに奪われてしまうと。本当に、初めて近隣の人のこういう重大な事故に遭いますと、住民のみんながショックを受けているという感じであります。

このように、斑鳩町はどんどんと高齢者がふえてまいります。今、手元の資料を渡してもらいましたんですけども、斑鳩町の平成19年度の発生場所別救急状況という、これも恐らくそれに関連した資料でありますけども、断トツに斑鳩町が突出しております。ということは、結局、これ交通事故の場合は、25号が問題だと、こういうことになるんじゃないかと思えます。

これに関しては、バイパスのこととか色々関連がありますけども、今日は高齢者ということで提言させていただいておりますので、その方向で質問させてもらいたいと思つてます。

つまり、日本はいや応なく高齢者社会となつて、高齢者の高齢者による高齢者のための施策に重点が移っていくということになるかと思えます。

ところで、ちょっと話題が変わりますけれども、町の南西部に位置する笠町とか神南とか昭和町、すべて地図上では神南何丁目というふうなことになっておりますけども、ここは大和川に沿って所在しておりまして、その河川敷は町の公園となっております。今日のように晴れ渡った気持ちのよい休日などには、子どもの元気な声が響き、また高

齢者がのんびりと日なたぼっこをしていたり、老若男女、またかなり遠くから、ここで会うのは不思議だなあという人がウォーキングでご夫婦で来られたりして声をかけ合ったりするような、まさにこの地域に住む幸せを感じるような、気持ちのよい広々とした河川敷の公園があります。

ところが、この河川敷公園に行き着くまでには、25段の手すりのない真っ直ぐな、ここへ立ちますと恐怖心を起こさせるようなコンクリートの階段をおりなければいけません。高齢者ばかりではなく元気な子どもたちでさえ、一歩足を踏み外せば大事故になると、緊張するようなアプローチであります。グランドゴルフの重い道具をお年寄りが持っておりる時には、怖いんだと、こういうことを聞きまして、先日、町の担当課へ、地域の老人さん方と一緒に、ぜひスロープを設けていただきたいと陳情に行きました。ところが、難しいと。難しいという言葉は、本当に難しいということなんでしょうね。私も議員になって色々お話をして、難しいということは本当に難しいんだなということはおわかりました。

しかし、このような本当によい公園がありながら、そこに到達するためにはかなり難しいアプローチをおりなければならない。こういうことは、やはり何とか私たちもあきらめずに行政の方をお願いしようと、こういうことになりまして、今日発言ということになりました。これに関してもう一度、いい返事をお願いいたしたいと思えます。

○議長（中川靖広君） 藤本都市建設部長。

○都市建設部長（藤本宗司君） 大和川の河川敷の公園につきましては、大和川河川事務所の占用許可を受けまして、町が公園として整備をいたしまして、高齢者の方等多くの方に利用をいただいているところでございます。

占用の許可に当たって、河川管理者としては、河川の流下断面への影響を極力小さくする必要があるということで、その協議によりまして、必要最低限のものとして認められた内容のものについて整備をしてきているところでございます。

神南の河川敷公園への進入口といたしましては、スロープを2カ所設置をいたしております。そして、階段を4カ所設けております。2カ所のスロープにつきましては、公園敷の範囲に対しましてほぼ均等になるような形で配置をいたしております。

大和川河川事務所としても、当公園の規模から、スロープの増設については難しいとの判断をされております。少し歩いていただく必要はございますけれども、現状のスロープをご利用をいただきたいと、このように思っているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 現場をよく見ますと、確かにスロープはございます。一方は、工事用の車も通れるようなかなり幅広いスロープであります。もう一方は、私ども地区からはかなり遠いところに、軽自動車ぐらいでしたら通れるようなスロープがあります。

最近、グランドゴルフを私もやっておるんですけども、なるべくこの危険な階段は使わないようにしましょうということで、スロープのあるところまで歩いて、堤防の上を老人たちがとぼとぼと歩いていくわけですね。これは、かなり遠いんです、私どもの足では。

グランドゴルフという余り過激じゃない運動をする我々にとっては、確かに歩くことも重要なんですけども、すぐゴルフをやりたいという、どうしてもこの階段をおりがち、老人というような者は、私もそうなんですけど、せっかちになってきまして、おりてしまおうとします。そこをぐっと我慢して、このスロープのあるところまで、これかなり遠いんですよ。これ、老人になってみないとわからないと思うんですけど、かなり遠いんです。

そういうことで、今日もまたこうして質問させていただいているわけなんですけども、私たちが望んでいるスロープというのは、恐らく何十万とか何百万とかかかるとか、そういうものではございません。また、国交省の河川の方が言っている色んな配慮というもので、その階段には手すりもつかないと。それから、スロープも流れに逆らわないように、川上から川下の方に緩やかにスロープをつけると、こういうふうな色んな条件があるだろうと思います。

私たちが望んでおりますのは、人がやっと一人通れるぐらいの幅のささやかな小道と、こういうことでありまして、ちょっと土木のことを知っている方であれば、こんなものすぐつくよと、こういうふうにおっしゃっております。わずかな予算で可能なはずだと思います。

町長の先日の施政方針の中にもありました。高齢者の方が出来る限り要介護状態に陥ることなく健康で生き生きとした生活を送り、住みなれた土地や地域で、あるいは家庭で暮らすことが出来るように、高齢者福祉、地域福祉の充実に努め、人にやさしいまちづくりを目指したいと、こうありました。

このささやかな小道というものが実現されれば、これまで危険と思って敬遠していた高齢者も集まりやすくなります。最小の投資で最大の効果を上げられると、このように

思います。

小城町長は、実に6期目半ばですから22年4カ月首長を務められ、ちょっと私町長さんとお話なんかしても、町域のことについては隅々まで目が届いて、まさに余人をもってかえがたいと、こういう域をはるかに超えた町政をしかれておられます。ぜひともこの件につきまして、一言町長さんの方からお答えをいただきまして、それで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（中川靖広君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 今の大和川の河川敷のアプローチの関係についてでございますけども、今、藤本部長が申しましたように、2つのスロープが出来ておるわけですが、そういう関係から考えますと、今の便利なところにスロープがないということでございます。

いずれにいたしましても、大和川の河川事務所と交渉をしながら、出来ればそういう努力をすることも大事であろうと思いますし、2つあるからそれを使えということよりも、やっぱり人間というのはどうしても贅沢というのか、そういうふうにならされてきてますから、そういう近くのものにそうしていくと。

ただ、現状から言いますと、この河川事務所に申し上げる中でも、スロープをつけたというだけじゃなしに、やっぱり安全性を確保するようなものをしていかなかったら、ただつけたらそれでええということでは私は終わらない。あそこでグランドゴルフをされる方もおられますし、以前からもそういう話もございますし、そういう河川敷を利用される方も多いわけですから、そういうことも踏まえて我々としては努力をしながら、大和川河川事務所にまたお願いをするということで進んでいきたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、吉野議員。

○4番（吉野俊明君） 何となくいずれ遠からずよい結果がもたらされるかしらんなど希望を持って、今日はこれで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、吉野議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。

明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けいたしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

(午前 11 時 41 分 散会)